



宮崎労働局発表
平成27年 7月21日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部健康安全課
課長 菱井 年
地方労働衛生専門官 松澤 良
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8835

メンタルヘルス対策自主点検の結果について

～ 県内の事業場規模50人から99人の事業場におけるメンタルヘルスの取組状況を調査 ～

近年、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は大きなものがあり、仕事に関して強い不安やストレス等を感じている労働者の割合は約半数に上り、精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移しています。

また、第一次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画(平成25～26年度)において、宮崎県内の規模100人以上の事業場のうち「職場におけるメンタルヘルス問題に関心を持ち、何らかの取組を行っている事業場」の割合が88%となったところ、一方、規模100人未満の事業場においては、同取組が十分と言えない状況があることから、今般、宮崎労働局(局長 佐藤 俊彦(さとうとしひこ))は、メンタルヘルス対策の取組状況を把握するため、平成27年5月に、県内の規模50人から99人までの事業場に対し調査を実施したところです。

このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

結果の概要

1. 宮崎県内の事業場では、メンタルヘルス不調者の発生割合が18.5%で、全国(15.3%)より高い実態が認められた。

18.5%の事業場において、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者がおり、全国と同規模事業場に比べ3.2ポイント高い状況である。

2. 宮崎県内の事業場では、何らかのメンタルヘルス対策の取組を行っている事業場の割合が

81.3%で、全国(77.6%)より高い状況にあるものの、平成 27 年 12 月から義務化が予定されているストレスチェックを実施している事業場の割合が3割弱(29.3%)の状況にあった。

81.3%の事業場で、メンタルヘルス相談窓口の設置等何らかの取組を行っているが、重点対策である「ストレスチェックを実施し」、かつ、メンタルヘルス推進担当者の選任、「管理監督者への教育研修」、「労働者への教育研修」、心の健康づくり計画の策定のいずれかを実施している事業場は 28.5%にとどまっている。

3. 宮崎県内の事業場では、職場環境の改善につなげる組織的な体制づくりが低調な状況にある実態が認められた。

ストレスチェックの義務化に向けて、事業場においては今後益々、職場の組織的な体制づくりが重要となるが、「心の健康づくり計画の策定」を行っている事業場の割合は 30.6%、「職場復帰支援プログラムの策定」を行っている事業場の割合は 18.9%、「安全衛生委員会等におけるメンタルヘルスに係る調査審議」を行っている事業場の割合は 35.1%、と低調な状況にとどまっている。

今後の対応

労働安全衛生法の改正により、平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェックの実施」が義務化されることに伴い、宮崎労働局では、『第二次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画』(平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年計画)における目標を、

- (1) ストレスチェックの実施について、集団指導・個別指導等あらゆる機会に周知・啓発を図り、事業場における定着を図る。
- (2) 平成 29 年度末までに、労働者数 50 人以上の事業場において、ストレスチェックを実施しメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 90%以上とする。

こととし、これに基づき県内の労働者の心身の健康確保・増進を図ることとしている。

1 自主点検の対象事業場について

宮崎県内に所在する事業場規模 50 人から 99 人までの 592 事業場。

なお、県内の規模 100 人以上の事業場に対しては、平成 25 年度と平成 26 年度に自主点検を実施している(調査項目は今回と異なる。)。

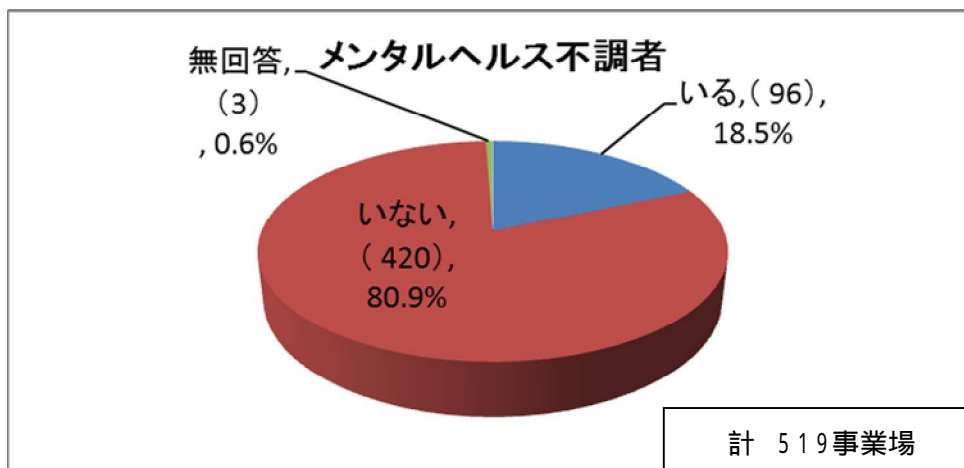
2 自主点検の方法

対象である 592 事業場に対して別添資料 1 「メンタルヘルス対策自主点検票」を郵送し、522 事業場から回答があり、このうち、事業場廃止等を除く有効回答 519 事業場について分析を行った。

3 回答内容について

(1) メンタルヘルス不調者の有無

96事業（回答事業場519事業場の18.5%）で、過去1年間（平成26年4月1日～平成27年3月31日）において、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者がいた。

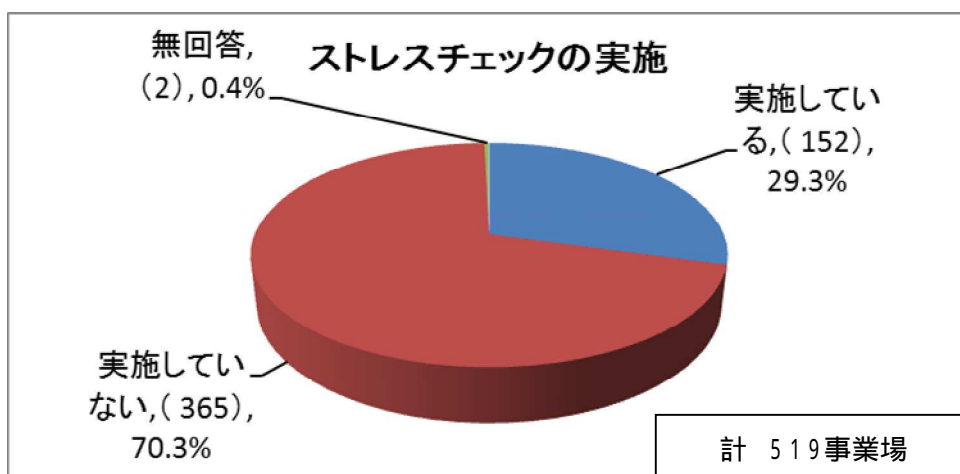


* 「メンタルヘルス不調」：ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含む。

(2) ストレスチェックの実施

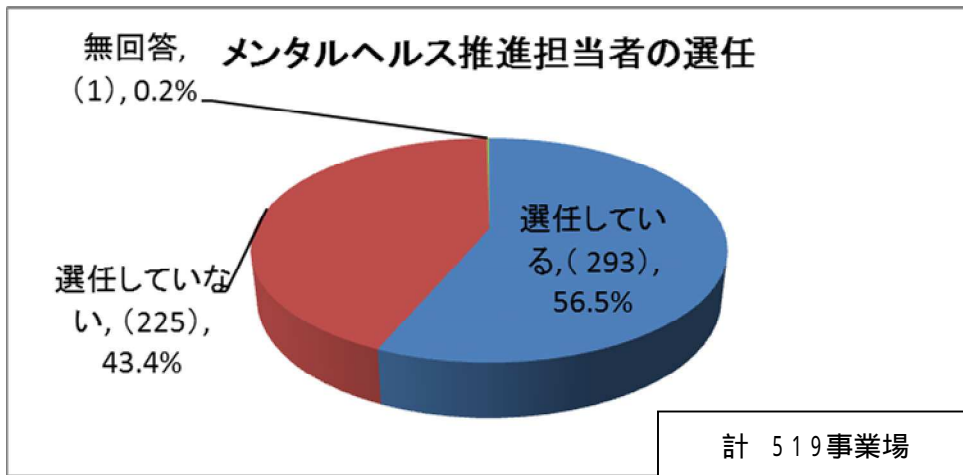
152事業場（29.3%）でストレスチェックを実施している。

* 「ストレスチェック」＝労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査



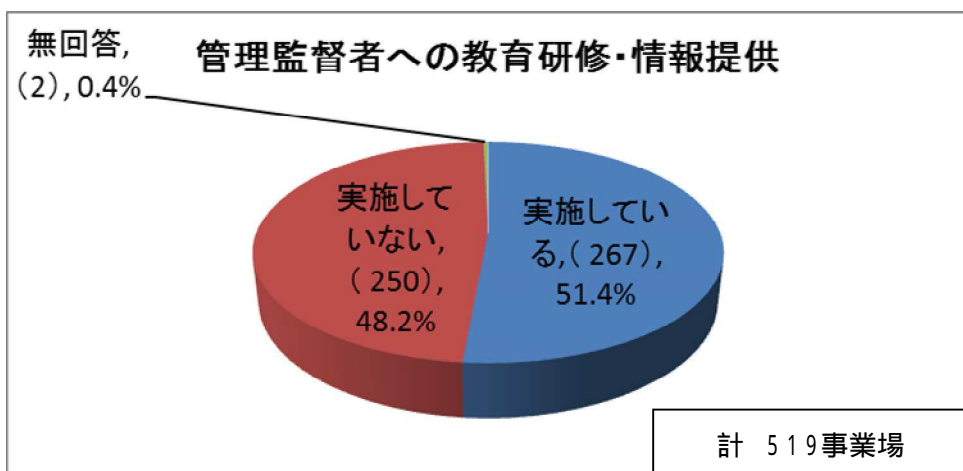
(3) メンタルヘルス推進担当者の選任

293事業場(56.5%)で選任しているが、225事業場(43.4%)が未選任である。



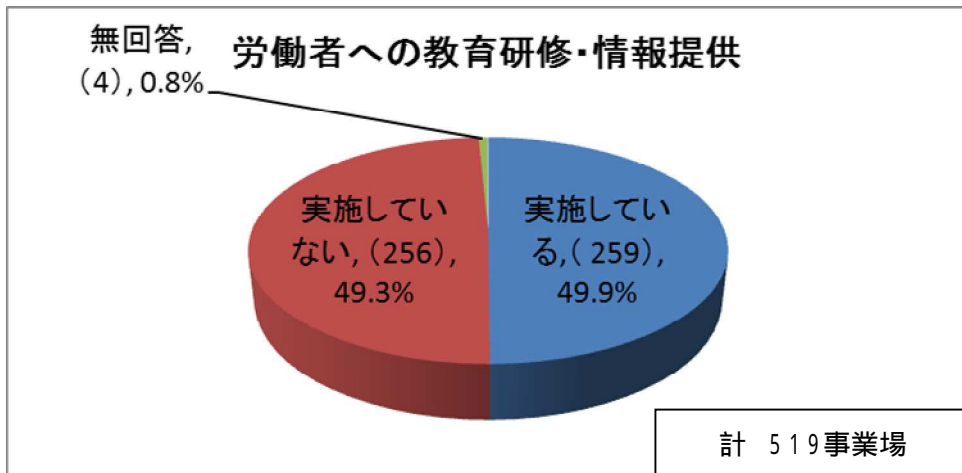
(4) メンタルヘルス対策のための管理監督者への教育研修・情報提供

267事業場(51.4%)で実施しているが、250事業場(48.2%)が未実施である。



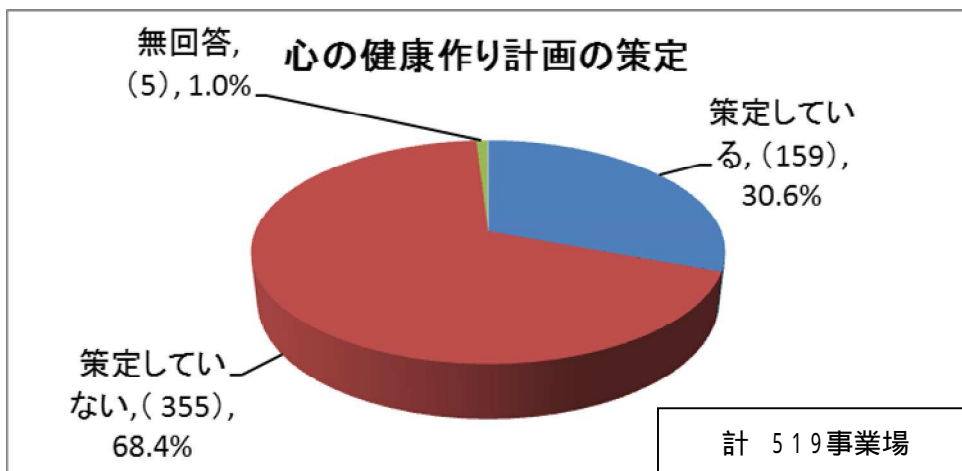
(5) メンタルヘルス対策のための労働者への教育研修・情報提供

259事業場(49.9%)で実施しているが、256事業場(49.3%)が未実施である。



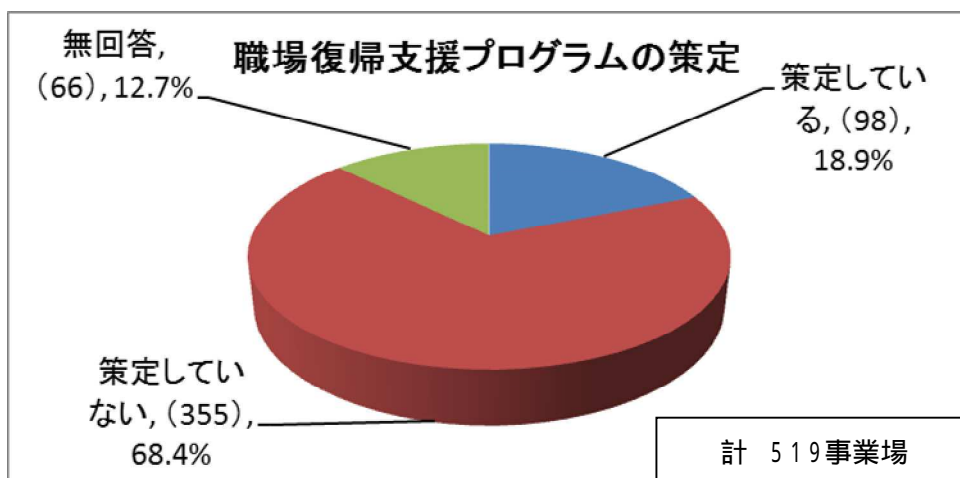
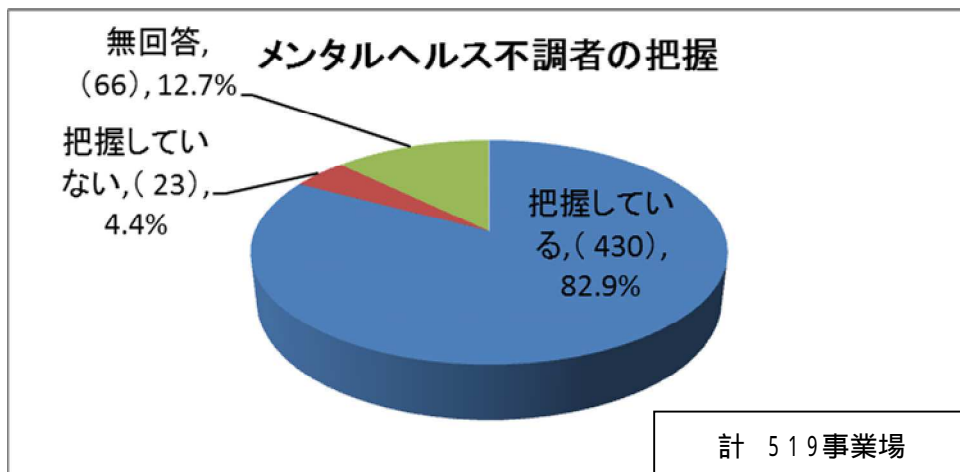
(6) 心の健康づくり計画の策定

159事業場(30.6%)で策定しているが、355事業場(68.4%)が未策定である。事業場において、計画的・組織的に取り組む体制作りが求められる。



(7) メンタルヘルス不調者の把握・職場復帰支援

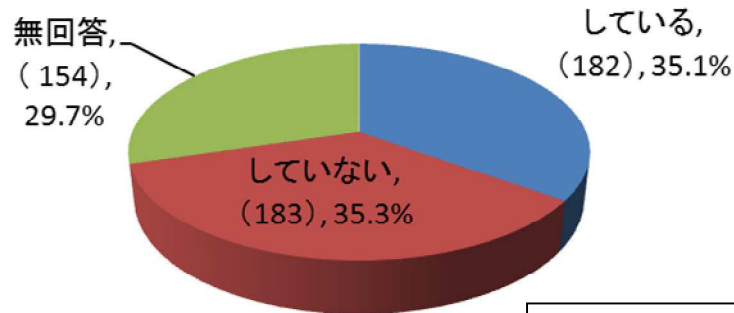
430事業場(82.9%)でメンタルヘルス不調者の有無を把握しているが、休業療養したメンタルヘルス不調者の職場復帰に備えた職場復帰支援プログラムを策定している事業場は98事業場(18.9%)にとどまっている。



(8) 安全衛生委員会等におけるメンタルヘルスに係る調査審議

安全衛生委員会等においてメンタルヘルスに係る調査審議を行っている事業場は182事業場(35.1%)にとどまっている。本年12月からストレスチェック制度が義務化されるが、その円滑な実施に当たっては安全衛生委員会での調査審議が必要とされている。

安全衛生委員会等におけるメンタルヘルスに係る調査審議

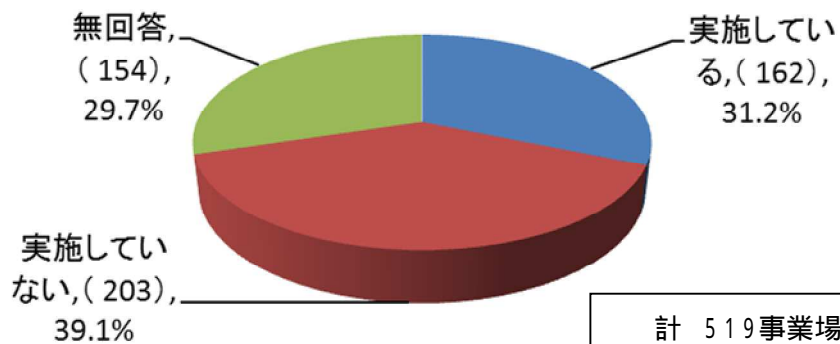


計 519事業場

(9) 衛生管理者等産業保健スタッフへの教育研修・情報提供

衛生管理者等産業保健スタッフへの教育研修・情報提供を行っている事業場は162事業場(31.2%)にとどまっている。

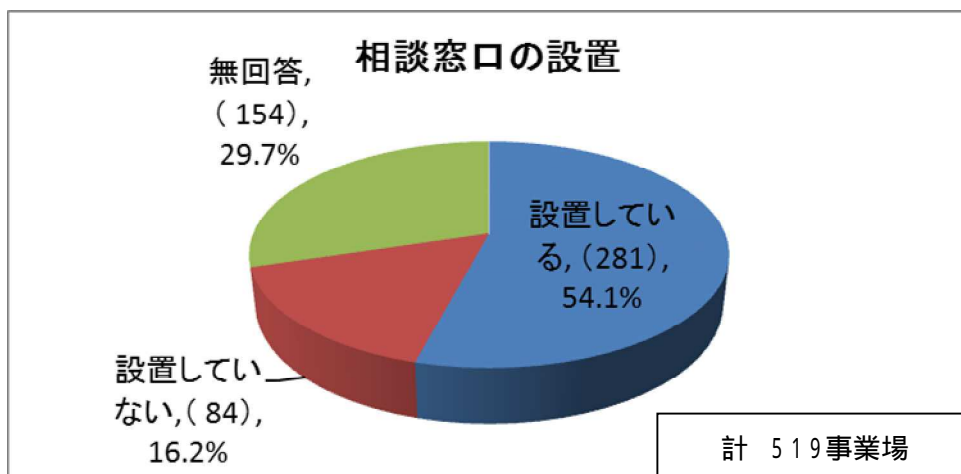
衛生管理者等産業保健スタッフへの教育研修・情報提供



計 519事業場

(10) 相談窓口の設置

281事業（54.1%）で相談窓口を設置している。



4 目標達成状況及び今後の対応

(1) 目標達成状況

本調査において、「第二次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画」の目標(2)を達成している事業場(注：下記下線部)は148事業場で、回答事業場の28.5%である。

* 「第二次宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画」は別添資料4

* 同計画における目標 = 平成29年度末までに、宮崎県内における労働者数50人以上の事業場において、ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス推進担当者の選任 管理監督者への教育研修 労働者への教育研修 心の健康づくり計画の策定のいずれかに取り組んでいる事業場の割合を90%以上とする。

		実施事業 場数	回答事業場 に占める割合	
ストレスチェック を実施し、	、 、 、 のいずれか又は はいずれとも実施している	148	28.5%	
	重複 回答あり	メンタルヘルス推 進担当者の選任	137	26.4%
		管理監督者への 教育研修	128	24.7%
		労働者への教育 研修	122	23.5%
		心の健康づくり計 画の策定	95	18.3%
		～ の全て を実施	81	15.6%

(2) 今後の対応

今回の調査結果を踏まえ、県内の各労働基準監督署（宮崎、延岡、都城、日南）において、未実施事業場（ストレスチェックが未実施でメンタルヘルス対策に取り組んでいないと判断される事業場及び自主点検未回答事業場）を対象に集団指導（メンタルヘルス対策研修会）を行い、その後、事業場に対する個別指導を行うこととしている。（集団指導の日程は、資料10参照）

5 全国との比較

* 全国数値：厚生労働省平成25年「労働安全衛生調査」（平成26年9月発表）

(1) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の有無
宮崎県では全国調査に比べ、3.2ポイント高い18.5%の事業場においてメンタルヘルス不調者がいる。

単位：%

事業場規模		なし	あり	不明
50～99人	宮崎	80.9	18.5	0.6
	全国	84.3	15.3	0.4

(2) メンタルヘルス対策の取組状況

取り組んでいる事業場の割合は、全国に比べ3.7ポイント高い81.3%である。

* 全国調査と比較するため、「メンタルヘルス不調者の把握」を除く項目で集計している。

		取組の内訳(取組事業場を100とした割合)										取り組んでいない	不明
		取り組んでいる	ストレスチェックの実施	担当者の選任	管理監督者への教育研修 情報提供	労働者への教育研修 情報提供	心の健康づくり計画の策定	メンタル不調者の職場復帰支援	ヘルスに係る調査審議	安全衛生委員会等におけるメンタル 提供	産業保健スタッフへの教育研修 情報		
50 ~ 99 人	宮崎	81.3	36.0	69.4	63.3	61.4	37.7	23.2	43.1	38.4	66.6	18.7	-
	全国	77.6	26.3	28.6	38.5	46.6	16.1	19.3	38.7	15.6	43.5	22.2	0.2

6 宮崎産業保健総合支援センターの活用について

独立行政法人労働者健康福祉機構 宮崎産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合支援窓口として、精神科医やカウンセラー等の専門家による相談対応、メンタルヘルス対策に関する情報の提供等を無料で行っています。

また、職場復帰支援プログラムの策定支援や管理監督者の教育研修、メンタル相談等についても無料で行っています。

独立行政法人労働者健康福祉機構 宮崎産業保健総合支援センター
住所：宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命ビル6階
電話：0985 - 62 - 2511

(添付書類)

- 資料1 メンタルヘルス対策自主点検票（H27）
- 資料2 精神障害の労災認定状況
- 資料3 全国と宮崎県の自殺者数の推移（平成16年～平成26年）
- 資料4 第二次宮崎労働局メンタルヘルス推進計画の概要
- 資料5 労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）の概要
- 資料6 法改正等（ストレスチェック等義務化）の概要
- 資料7 宮崎労働局HP「ストレスチェック制度に関する情報サイト」
- 資料8 「心理的な負担の程度をはあくするための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（ストレスチェック等指針）のポイント
- 資料9 ストレスチェック制度等厚労省版リーフレット
- 資料10 メンタルヘルス対策研修会の開催について